

「反撃能力」の保有を認める閣議決定に抗議し撤回を求める会長声明

「反撃能力」とは

さる2022年12月16日、岸田内閣は、いわゆる安保三文書（「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」。以下「三文書」といいます。）を閣議決定し、その中で、「反撃能力」すなわち「相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力」を保有するとしました。この「反撃能力」は、これまで「敵基地攻撃能力」と呼ばれていたものです。

「戦力」にあたり憲法9条2項に違反する

これまで、政府は、「専守防衛」として、憲法9条2項が保持を禁止する「戦力」は、「自衛のための必要最小限度を超える実力」であると解釈し、「性能上、専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられるいわゆる攻撃的兵器」は、保有が許されないとしてきました。

ところが、離れたところから有効な反撃を相手国に加える能力を持つスタンドオフミサイルは、相手国のもつ武力攻撃能力を失わせる機能を有する攻撃的兵器ですから、これを保有しそのための体制を整えることは、従前の政府解釈を前提とすれば「戦力」にあたります。つまり、憲法9条2項に違反するものです。

「戦争の惨禍」をもたらす恒久平和主義に反する

「反撃能力」の反撃対象は、相手国のミサイル基地に限定されず、指揮統制機能等を含む極めて広範に及ぶ可能性があります。そのうえ、相手国に対して反撃し、その範囲が広範に及べば、相手国とのあいだで武力の応酬が必至であり、その結果、再び我が国と相手国に「戦争の惨禍」をもたらすこととなります。

しかも、安保法制によって集団的自衛権行使が容認されている現在においては、日本と密接な関係にある他国への武力攻撃があれば、日本に対する直接の武力攻撃がなくとも、相手国への反撃が可能となり得ますから、我が国に「戦争の惨禍」がもたらされる危険はますます高まります。これは、憲法の定める恒久平和主義に反します。

立憲主義、民主主義を破壊する

このように、「反撃能力」の保有を認めることは、日本国憲法の基本原理である恒久平和主義を支える憲法9条2項のもとでは許されず、これまでの「専守防衛」政策を大きく転換するものであり、国民生活の根本に関わる深刻かつ重大な問題です。このような重大なことを、国民的議論を待つこともなく、国会で十分な議論もせず閣議決定ですすめることは、憲法によって統治権力の濫用を抑制しようとする立憲主義そして民主主義を破壊する行為というほかなく、許されません。

結論

以上から、当会は、今回の「反撃能力」の保有を認める閣議決定に強く抗議し、その撤回を求めるものです。

2023年（令和5年）3月22日
福岡県弁護士会 会長 野田部 哲也